

金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習

「溶接ヒューム」が特定化学物質の第2類物質に追加されましたので、金属アーク溶接等作業については、技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、作業に従事する労働者の指揮等を行わせなければならないことになりました。

(令和3年4月1日施行)

金属アーク溶接等作業とは

金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業
その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業

作業主任者の選任について

特定化学物質の作業 ⇒ ・特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
(特別有機溶剤を除く) 修了者から選任 (令和3年4月1日施行)

金属アーク溶接等作業 ⇒ ・特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
だけの場合 修了者から選任 または
・金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習
修了者から選任 (令和6年1月1日施行)

金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習の講習科目と時間

講習科目	講習時間
健康障害及びその予防措置に関する知識	1時間
作業環境の改善方法に関する知識	2時間
保護具に関する知識	2時間
関係法令	1時間
修了試験	1時間
計	7時間

(注意) 金属アーク溶接等作業に従事する労働者は「アーク溶接等特別教育」を修了した者でないと作業できませんのでご注意ください。